

平成29年度亀岡市奨学金の申請について

対象 次の①～⑤全てを満たしている人

- ①高校、高専、短大、大学に修学していること(大学院・専門学校は対象外)
- ②申請者の保護者が亀岡市に住所を有していること
- ③申請者の生年月日は別に定めるとおりであること(年齢制限あり)
- ④次のいずれかの公的奨学制度を受けていること
 高校生給付型奨学金(京都府)、高等学校等修学資金貸与制度(京都府)、母子父子寡婦福祉資金貸付金(京都府)、定時制課程及び通信制課程修学奨励金(京都府)、生活福祉資金貸付金[教育支援資金](京都府社会福祉協議会)、奨学のための給付金[高校生等奨学給付金](京都府)、(独)日本学生支援機構奨学金(第1種、第2種)
- ⑤申請者と保護者の属する世帯の全員が、市・府民税非課税であること

申請期限 1次申請：6月～7月、
2次申請：10月～11月

申請先 **問** 申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて市役所4階学校教育課へ

TEL25-5053、FAX23-3100

その他 申請書は学校教育課で配布しています。

(学校教育課)

母子家庭奨学金等の支給申請を

母子家庭奨学金等受給の手続きは毎年必要です。

対象 母子家庭で、高校生以下の児童を養育している人(夫が重度障害者の場合は所得により受給可)

申請期限 5月31日(水)

申請先 市役所1階こども未来課こども給付係(17番窓口)

その他 申請書の証明欄には、ひとり親家庭福祉推進員または民生委員・児童委員の押印が必要です。高校生は在学証明書も必要です。なお、京都府奨学のための給付金との併給調整を行います。申請期限以降に申請したときや年度途中で母子家庭になったときは、申請があった日の翌月からの支給になります。

《夜間・休日署名押印開設日》と き

- 4月23日(日)午後1時～4時
- 5月7日(日)午後1時～3時
- 5月20日(土)午後6時～8時

ところ 南丹広域振興局亀岡総合庁舎(荒塚町)

内容 ひとり親家庭福祉推進員が母子家庭奨学金等支給申請書の証明欄に署名押印します。

※母子・父子自立支援員による相談も実施します。

問 南丹保健福祉室(南丹市)
TEL0771-62-0361
市役所1階こども未来課
TEL25-5027、FAX24-3070
(こども未来課)

に代わってその児童を養育している人

支給できない場合 児童が施設などに入所したとき

《障害児福祉手当》

対象 20歳未満で知的または精神・身体に重度の障害があるため、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の重度障害児

支給できない場合 児童が施設などに入所したとき

《特別障害者手当》

対象 20歳以上で、重度の障害が2つ以上重複する場合など、日常生活に常時特別の介護が必要な在宅の人

支給できない場合 施設などに入所したとき▶病院などに継続して3カ月を超えて入院したとき

＜共通＞

それぞれの手当には所得制限があります。

申し込み **問** 市役所1階障害福祉課(15番窓口)
TEL25-5031、FAX25-5511
(障害福祉課)



障害福祉に関する手当制度

《特別児童扶養手当》

対象 知的または精神・身体に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している父母または、父母

自衛隊説明会のご案内

月 日	時 間
5月5日(金・祝) (こどもの日)	第1回 午前10時～正午
	第2回 午後1時～3時
	第3回 午後3時～5時
	第4回 午後5時～7時

会場：道の駅 ガレリアかめおか1階創作室(京都府亀岡市余部町宝久保1番地の1)

内容：自衛官の仕事(任務)や制度などを現職自衛官がわかりやすく説明します。

対象：どなたでも

その他：予約不要・入退場自由・個別相談可能

問 防衛省自衛隊亀岡募集案内所(古世町、JR 亀岡駅南 200m)
TEL24-4170

京都地方協力本部ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>
(自治防災課)

4月23日は「KAMEOKA交通事故ゼロを目指す日」です。